

第17号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

既存住宅に係る長期優良住宅認定制度の創設及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、認定申請等に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 3建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号1の項金額の欄中イ(4)の次に次のように加える。

- (5) 既存の住宅の増築又は改築に係るもので長期使用構造等適合計画以外である場合

床面積の合計が200㎡以内のもの	72,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	168,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	269,000円
1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	542,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	955,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1,628,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	3,008,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	4,284,000円
30,000㎡を超えるもの	5,270,000円

- (6) 既存の住宅の増築又は改築に係るもので長期使用構造等適合計画である場合

床面積の合計が200㎡以内のもの	21,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	37,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	61,000円
1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	114,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	171,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	251,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	425,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	530,000円
30,000㎡を超えるもの	627,000円

別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号2の項金額の欄ト中「ニまで」の次に「又はへからトまで」を加え、同項同欄中トを又とし、同項同欄へ中「イ」の次に「又はへ」を加え、同項同欄中へをりとし、ホの次に次のように加える。

へ 既存の住宅の増築又は改築に係るものは1件につき、次に定めるとおりとする。

変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	11,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	21,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	38,000円
1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	67,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	109,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	173,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	285,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	343,000円
30,000㎡を超えるもの	393,000円

ト 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が長期使用構造等適合計画である場合を除く。）においては、へに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	51,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	131,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	208,000円
1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	428,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	784,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1,377,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	2,583,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	3,754,000円
30,000㎡を超えるもの	4,644,000円

チ 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合においては、へに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 9,300円
 200㎡を超え500㎡以内のもの 16,000円
 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 23,000円
 1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 47,000円
 3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 62,000円
 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 78,000円
 10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの 140,000円
 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 187,000円
 30,000㎡を超えるもの 234,000円

別表 3建設関係(8)マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係の表の次に次の1表を加える。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 人の居住の用に供する建築物の部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」という。)のみを有する建築物(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画である場合 a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅」という。)の場合 床面積の合計が200㎡以内のもの 6,900円 200㎡を超えるもの 7,400円 b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 床面積の合計が300㎡以内のもの 12,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のもの 28,000円 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 66,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 103,000円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 165,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 234,000 円

50,000 m²を超えるもの 368,000 円

(2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合

a 住宅部分

床面積の合計が 300 m²以内のもの 12,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 28,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 66,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 103,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 165,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 234,000 円

50,000 m²を超えるもの 368,000 円

b 住宅部分以外の建築物の部分 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「非住宅部分」という。)

床面積の合計が 300 m²以内のもの 12,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 35,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 103,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 151,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 198,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 239,000 円

50,000 m²を超えるもの 352,000 円

ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。

(1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合

a 一戸建ての住宅の場合

床面積の合計が 200 m²以内のもの 37,000 円

200 m²を超えるもの 42,000 円

b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの 74,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 126,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 222,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 310,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 604,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 1,045,000 円

50,000 m²を超えるもの 1,923,000 円

(2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合

a 住宅部分

床面積の合計が 300 m²以内のもの 74,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 126,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 222,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 310,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 604,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 1,045,000 円

50,000 m²を超えるもの 1,923,000 円

b 非住宅部分

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。)第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合
床面積の合計が 300 m²以内のもの 93,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 158,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 264,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 339,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 415,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 482,000 円

50,000 m²を超えるもの 644,000 円

(b) (a)以外の場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの 238,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 388,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 563,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 689,000 円

			<p>10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 823,000 円</p> <p>25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 935,000 円</p> <p>50,000 m²を超えるもの 1,187,000 円</p>
2	法第 31 条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	性能向上計画に係る住宅建築物, 非住宅建築物又は複合建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ, 1 の項に掲げる金額に相当する額
3	法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>イ 市長が定める機関により作成された法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は, 1 件につき, 次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p>床面積の合計が 200 m²以内のもの 6,900 円</p> <p>200 m²を超えるもの 7,400 円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合</p> <p>床面積の合計が 300 m²以内のもの 12,000 円</p> <p>300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 28,000 円</p> <p>2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 66,000 円</p> <p>5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 103,000 円</p> <p>10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 165,000 円</p> <p>25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 234,000 円</p> <p>50,000 m²を超えるもの 368,000 円</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a 住宅部分</p> <p>床面積の合計が 300 m²以内のもの 12,000 円</p> <p>300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 28,000 円</p> <p>2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 66,000 円</p> <p>5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 103,000 円</p> <p>10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 165,000 円</p> <p>25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 234,000 円</p>

50,000 m²を超えるもの 368,000 円

b 非住宅部分

床面積の合計が 300 m²以内のもの
12,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
35,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
103,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
151,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
198,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの
239,000 円

50,000 m²を超えるもの 352,000 円

ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。

(1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合

a 一戸建ての住宅の場合

(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「仕様基準」という。)による場合

床面積の合計が 200 m²以内のもの
20,000 円

200 m²を超えるもの 22,000 円

(b) (a)以外の場合

床面積の合計が 200 m²以内のもの
37,000 円

200 m²を超えるもの 42,000 円

b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合

(a) 全ての住戸が仕様基準による場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの
37,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
66,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
126,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
181,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
328,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの
533,000 円

50,000 m²を超えるもの 940,000 円

(b) (a)以外の場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの 74,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 126,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 222,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 310,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 604,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 1,045,000 円

50,000 m²を超えるもの 1,923,000 円

(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合

a 住宅部分

(a) 全ての住戸が仕様基準による場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの 37,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 66,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 126,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 181,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 328,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 533,000 円

50,000 m²を超えるもの 940,000 円

(b) (a)以外の場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの 74,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 126,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 222,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 310,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 604,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 1,045,000 円

50,000 m²を超えるもの 1,923,000 円

b 非住宅部分

(a) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

床面積の合計が 300 m²以内のもの

			<p>の 93,000 円</p> <p>300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 158,000 円</p> <p>2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 264,000 円</p> <p>5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 339,000 円</p> <p>10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 415,000 円</p> <p>25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 482,000 円</p> <p>50,000 m²を超えるもの 644,000 円</p> <p>(b) (a)以外の場合</p> <p>床面積の合計が 300 m²以内のもの 238,000 円</p> <p>300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 388,000 円</p> <p>2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 563,000 円</p> <p>5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 689,000 円</p> <p>10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 823,000 円</p> <p>25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 935,000 円</p> <p>50,000 m²を超えるもの 1,187,000 円</p>
--	--	--	---

備考

- 1 性能向上計画の認定の申請に法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表 1 の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。
 - (1) 性能向上計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る(2)建築基準法関係の表 2 の項に掲げる手数料の金額に相当する額
 - (2) 性能向上計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る(2)建築基準法関係の表 3 の項に掲げる手数料の金額に相当する額
- 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、この表の複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

既存住宅に係る長期優良住宅認定制度の創設及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、認定申請等に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 既存の住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を次のとおり定める。

(別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表)

(単位：円)

住棟の延べ面積 (変更認定申請の場合は変更に係る部分の床面積)	認定申請手数料※1		変更認定申請手数料※1		
	長期使用 構造等適 合計画の 場合※2	長期使用 構造等適 合計画以 外の場合	基本額	加算額	
				長期使用 構造等の 審査が必 要な場合	住戸面積、 維持保全 計画又は 資金計画 に変更が ある場合
200 m ² 以内	21,000	72,000	11,000	51,000	9,300
200 m ² 超 500 m ² 以内	37,000	168,000	21,000	131,000	16,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	61,000	269,000	38,000	208,000	23,000
1,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	114,000	542,000	67,000	428,000	47,000
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	171,000	955,000	109,000	784,000	62,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	251,000	1,628,000	173,000	1,377,000	78,000
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	425,000	3,008,000	285,000	2,583,000	140,000
20,000 m ² 超 30,000 m ² 以内	530,000	4,284,000	343,000	3,754,000	187,000
30,000 m ² 超	627,000	5,270,000	393,000	4,644,000	234,000

※1 共同住宅等における住戸ごとの申請については、上記手数料を申請対象住戸数で除して得た額を申請1件当たりの手数料とする。

※2 長期使用構造等適合計画とは、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画をいう。

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の認定申請手数料及び変更認定申請手数料並びに建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（以下「基準適合認定申請」という。）の手数を次のとおり定める。

(別表 3 建設関係(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表)

ア 住宅部分に係る性能向上計画の認定申請手数料・変更認定申請手数料

(単位：円)

	延べ面積 (変更認定申請の場合は変更に係る部分の床面積)	適合証 がある場合※1	適合証 がない場合
一戸建ての 住宅	200 m ² 以内	6,900	37,000
	200 m ² 超	7,400	42,000
一戸建ての 住宅以外の 住宅	300 m ² 以内	12,000	74,000
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	28,000	126,000
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	66,000	222,000
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	103,000	310,000
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	165,000	604,000
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	234,000	1,045,000
	50,000 m ² 超	368,000	1,923,000

※1 適合証とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により作成された建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類をいう。

イ 非住宅部分に係る性能向上計画の認定申請手数料・変更認定申請手数料，基準適合認定申請手数料

延べ面積 (変更認定申請の場合は 変更に係る部分の床面積)	適合証 がある場合	適合証がない場合	
		モデル建物法 によるもの※2	左記以外 によるもの

300 m ² 以内	12,000	93,000	238,000
300 m ² 超 2,000 m ² 以内	35,000	158,000	388,000
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	103,000	264,000	563,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	151,000	339,000	689,000
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	198,000	415,000	823,000
25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	239,000	482,000	935,000
50,000 m ² 超	352,000	644,000	1,187,000

※2 モデル建物法とは、形状に応じたモデル建築物について、年間熱負荷の数値を基準値に適合させる計算方法をいう。

ウ 住宅部分に係る基準適合認定申請手数料

	延べ面積	適合証がある場合	適合証がない場合	
			仕様基準によるもの※3	左記以外によるもの
一戸建ての住宅	200 m ² 以内	6,900	20,000	37,000
	200 m ² 超	7,400	22,000	42,000
一戸建ての住宅以外の住宅	300 m ² 以内	12,000	37,000	74,000
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	28,000	66,000	126,000
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	66,000	126,000	222,000
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	103,000	181,000	310,000
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	165,000	328,000	604,000
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	234,000	533,000	1,045,000
	50,000 m ² 超	368,000	940,000	1,923,000

※3 仕様基準とは、屋根、外壁、窓等について、必要とされる断熱性能、日射遮蔽性能等を定めた基準をいう。

エ 複合建築物に係る手数料の額は、住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律抜粋

(定義)

第2条 (第1項省略)

2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。

(第3項から第6項まで省略)

(長期優良住宅建築等計画の認定)

第5条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(第2項から第4項まで省略)

(認定基準等)

第6条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
- (2) 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

(第3号省略)

- (4) 前条第1項又は第2項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なもので

あること。

(5) 前条第3項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

(第6号省略)

(第2項から第7項まで省略)

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)

第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

(第2項省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

(平成28年4月1日施行)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第29条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(第2項省略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合する

と認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(第2号及び第3号省略)

- 2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

(第3項から第9項まで省略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第31条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第36条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

(第2項から第4項まで省略)